

カルボフランに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和元年 12 月 25 日～令和 2 年 1 月 23 日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 2 通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>【意見 1】 ADI 等の設定時に安全係数を通常の 100 から 200 にしているのは評価できますが、国内でも欧米でも登録されていない農薬の残留基準設定は具体的に誰が要請したのでしょうか？使用が認められている国はどこのかも含めて明らかにお願いします。 もし明らかでないなら、一切の残留は認めるべきではありません。</p>	<p>【意見 1 について】 カルボフランについては、2009 年 2 月に厚生労働大臣から、2012 年 1 月に農林水産大臣から、それぞれ食品健康影響評価の要請が行われました。 ポジティブリスト制度(平成 18 年度施行)において暫定基準が設定されているため、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(平成 18 年 6 月 29 日食品安全委員会決定)に基づき、評価を実施しました。 食品安全委員会は、今回設定した許容一日摂取量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)に基づき適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えます。 なお、食品健康影響評価の要請の背景を含め、食品中の残留農薬等の食品衛生法に基づくリスク管理に関することについては厚生労働省に、飼料中の残留農薬等の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づくリスク管理に関することについては農林水産省にお問い合わせください。</p>
<p>【意見 2】 ラットの実験ですらマイナスの影響があり、それが 3 世代では「産児数減少及び児動物の生後 4 日生存率低下が認められた。」ほど毒性があるならば、自然環境で生存する殆どの生物になんらかの負の影響があると考えられる。 食物連鎖の最後にいる人間には、それが当該作物だけでなく、様々な経路で、しか</p>	<p>【意見 2 について】 食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。 食品安全委員会は、今回設定した ADI 及び ARfD に基づき適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性</p>

も濃縮して摂取される。ぜひ制限を厳しく、できれば禁止が望ましい。

は担保され则认为ます。

農薬の規制に係る御意見は、リスク管理機関である厚生労働省、農林水産省及び環境省に情報提供させていただきます。

※頂いたものをそのまま掲載しています。